

三条市立保内小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

この三条市立保内小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

I いじめ防止等のための基本的な方向

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

以上を踏まえ、三条市立保内小学校として、下記を柱にいじめ防止を推進する。

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもち指導する。
- いじめられている児童の立場にたった親身な指導を行う。
- いじめをしてしまった児童の背景を理解し、いじめを繰り返さないよう指導を行う。
- 教師の指導力を向上させ、毅然とした指導を行う。
- 家庭・地域と連携した対応を行う。

2 定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、法の第2条で次のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項で次のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

3 いじめ防止等のための取組方針

- (1) いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱に、計画的かつ迅速に行う。
- (2) いじめの防止等に関する取組の年間指導計画を作成する。
- (3) 「取組評価アンケート」を活用して、実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- (4) 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめ防止に対する啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

4 いじめ防止等の対策のための組織及び取組

(1) 設置の目的

法の第2条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

(2) 名 称

三条市立保内小学校いじめ防止推進委員会

(3) 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・該当担任・(スクールカウンセラー)

(4) 役割内容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童（関係者）への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための推進役としての役割

5 地域・保護者との連携

(1) 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ① PTA 総会において、「いじめ防止等に関する保護者責務」と「学校基本方針と具体的な取組」について伝え、意識啓発を行う。
- ② 中学校単位で保護者も参加して、いじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。

- (2) 情報発信及び基本方針の周知
学校便り等による広報
- (3) 地域の活動によるいじめの未然防止・早期発見
「気づいたこと・気になったことはすぐに学校へ連絡」の体制づくり

6 関係機関との連携

- (1) 警察、児童相談所、三条市教育委員会、民生児童委員等との連携
- (2) 学園幼保小中の連携の強化

Ⅲ いじめ防止のための具体的な取組

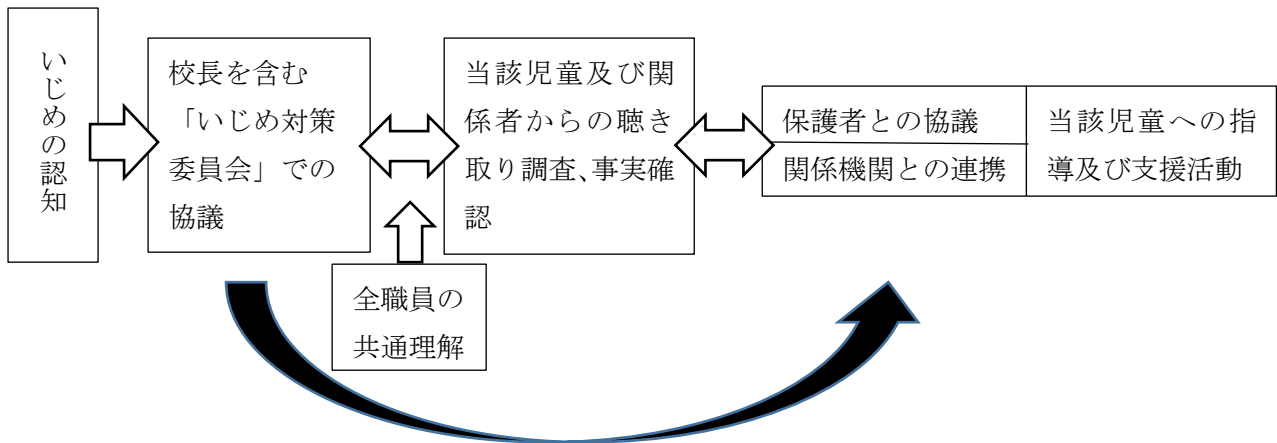
1 いじめの未然防止・早期発見のための取組

- (1) 環境整備について
 - ①教室等の環境整備：整然とした環境 始業・終業時間の厳守 学級のきまりの遵守
日常の子どもの観察
 - ②校地・校舎の環境整備：危険箇所の見回り 休み時間の見守り

- (2) 指導について
 - ①道徳教育の充実：規範意識の醸成と自他を思いやる心と態度を育てる。
 - ②人権教育、同和教育の充実：個性や差異を尊重する態度を育てる。
 - ③社会性の育成：異学年交流、交流学习、フレンドタイムを効果的に実施する。
- (3) 実態把握と支援について
 - ①子どもを語る会：毎週職員終会后と毎月職員会議後に実施
 - ②いじめ実態調査アンケート：心の体温計(年6回実施)いじめアンケート(年2回実施)
 - ③個別の教育相談：各種アンケート後に個別に実施 随時実施
 - ④QU(6年のみHyper-QU)の活用：年2回実施 結果の分析と活用 児童理解・学級経営の校内研修
- (4) 関係機関との連携
 - ①学校・警察連絡協議会
 - ②保内地区青少年育成協議会
 - ③コミュニティーほない 育成部会との連携

2 いじめへの即時対応の取組

- (1) 三条市教育委員会への報告
- (2) 組織を活用した状況調査
- (3) いじめられている児童の保護
- (4) いじめをしている児童への指導
- (5) いじめられている児童の保護者への対応
- (6) いじめをしている児童の保護者への対応
- (7) その他の児童に対する対応



緊急事態は速やかに関係機関への通報を行う。

IV 重大事態への対応

1 重大事態の意味

- (1) 「いじめにより」、児童等に生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) 「いじめにより」、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

2 重大事態発生時の対応

- (1) いじめの認知があった場合、三条市教育委員会への報告を行う。
- (2) 重大事態については、教育委員会がその実態に対応し、該当重大事態と同様の事態の発生防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態の事実関係の情報を学校とともに提供する。